

土木工事書類の簡素化について

平成22年4月
木津川市建設部

1 目的

土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき、請負者に対し提出等を求めていた工事書類について、別添「土木工事書類一覧表」及び「完成検査書類一覧表（参考）」により工事書類を簡素化し、発注者の監督・検査及び請負者の業務の合理化を図ることを目的とする。

2 内容

(1) 提出する書類の明確化

工事の契約、施工、検査などの各段階で、木津川市と請負者の間で提出等が必要な対象書類を明確にした。

- ・不要とした書類

- 軽微な変更の施工計画書（工期のみの変更又は、工期末に行なわれる精算的な変更で新規追加工種が無い場合）

- 支給品、貸与品の要求書

- ・事前提出を不要とした資料：関係官公庁協議資料

(2) 提示する書類の明確化

ア 完成検査において、提出は求めないが施工過程の確認をするために提示を求める対象書類について明確にした。

- 安全訓練実施資料、安全管理の記録（災害防止協議会活動記録など）

- 建退共受払資料

イ これまでから提示は求めるが提出する必要のない書類については、徹底を図る。

- 産業廃棄物管理表（マニフェスト）

(3) 電子メールの活用

建設業におけるIT化の促進に伴い、電子メールを活用できるものとする。

- 工事打合簿（提出、報告、通知、届出）

- 材料確認簿、段階確認書、確認・立会書、休日・夜間作業届

(4) 様式の変更・追加

- 建退共実績報告書、安全訓練報告書、段階確認書（以上変更）

- 材料確認簿、確認・立会書、休日・夜間作業届（以上追加）

3 適用

平成22年4月1日以降入札手続を開始する工事。

4 電子メール活用上の留意点

- (1) 様式については電子メールの添付ファイルとすること。
- (2) 書面には署名・押印する必要はないものとする。
- (3) 電子メールによる提出が困難な書類は、紙による提出も可能とする。
- (4) インターネットの利用できる環境が整備されていないなど、電子メールでの提出が困難な場合は対象外とする。ただし、その場合は署名・押印の上提出するものとする。

※本文中、「請負者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。